要介護認定に伴う介護予防・日常生活支援総合事業

「通所型サービスB　ほがらか会」の継続利用におけるチェックリスト

|  |  |
| --- | --- |
| 利用基準 | チェック |
| ①事業対象者または要支援者として、要介護者に認定される直前にほがらか会を利用していた者 |  |
| ②要介護者に認定された後も、ほがらか会の利用にあたり、見守り・介護の手間は変わらない者 |  |
| ③要介護者として利用中、移動・排せつ・食事・コミュニケーション等について介護の手間が増大した場合、状態に応じたサービスへ移行することに同意している者 |  |
| ④介護給付の通所系サービス（通所介護・通所リハビリテーション・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護）を併用しない者 |  |

チェックリスト実施日　　　年　　月　　日

実施者　所属

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名